

平成25年御嵩町議会第4回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成25年11月6日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成25年11月6日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第12号 専決処分の報告について
 - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第4号））
 - 議案第55号 御嵩町小規模公園条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第56号 工事請負契約の一部変更について

議事日程第1号

平成25年11月6日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

町長報告 1件

報告第12号 専決処分の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 3件

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第4号））

議案第55号 御嵩町小規模公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 工事請負契約の一部変更について

日程第5 議案の審議及び採決 3件

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第4号））

議案第55号 御嵩町小規模公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 工事請負契約の一部変更について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	11番 佐谷時繁	12番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 纈纈久美
教育長 高木俊朗	総務部長 鍵谷昌孝

民生部長 田中康文
企画調整
担当参事 葛西孝啓
企画課長 山田 徹
税務課長 佐久間 英明

建設部長 奥村 悟
総務課長 寺本公行
まちづくり課長 須田和男
上下水道課長 亀井孝年

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 謙二

議会事務局
書記 渡辺 一直

開会の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。したがって、平成25年御嵩町議会第4回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いします。

それでは、招集者、渡邊町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

皆さん、どうもおはようございます。

秋を通り越して、もう初冬という季節になりました。本日、御嵩町議会第4回臨時会を召集させていただきました。議員の皆さんには、お忙しい中御参集いただきましてありがとうございます。

本日提案させていただきます案件については、承認1件、議案2件であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 山田儀雄君、7番 伊崎公介君の2名を指名します。

会期の決定

議長（加藤保郎君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、去る10月31日の議会運営委員会で本日1日と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（加藤保郎君）

日程第3、諸般の報告について。

町長報告を行います。

報告第12号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

それでは、報告第12号 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成25年10月3日付で専決処分を行いましたので、その報告をいたします。

専決処分の内容は、平成25年8月28日水曜日午後2時35分ごろ、郡上市八幡町殿町69番地、郡上八幡城下町プラザバスロータリーにおいて、行政バスがバックした際、停車中の観光バスに接触し、これを破損させたものであります。

損害賠償の相手方は、大阪府東大阪市、近畿観光バス株式会社であり、損害賠償額は15万7,500円であります。

今回の事故は後方確認をしっかりと行えば防ぐことのできた事故であり、行政バスの事故防止のため、後方確認など運転手任せにするのではなく、添乗員も積極的に行うよう、課長会議などを通じて全職員に対し注意喚起をしております。また、運行业者においても、バック走行を含めた安全確認の義務づけを徹底させるとともに、2名の専属運転手に専門機関による運転適性診断を受講させるなど、今後の事故防止に努める旨報告を受けております。

以上で報告を終わらせていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（加藤保郎君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に提案されました承認第4号と議案第55号、議案第56号の3件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それでは、付議事件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

今回、専決をしました補正予算につきましては、予算科目の同じ項内における増額、減額であり、款項の予算額の移動を伴わない補正であります。しかしながら、補正額が多額であること、予算の執行目的も大きく変わることで、さらに議会の予算審議権にも影響することなどを考慮し、今回の補正につきましては議会に報告をし、承認を得るものであります。

それでは、議案つづりの1ページをお願いいたします。

法人町民税の還付を早急に処理する必要性が生じ、総務費における過誤納金還付金を増額計上するため、平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）として10月2日付で専決をいたしました。

地方自治法第179条第1項の規定により、その報告を行い承認を求めるものであります。

別冊の御嵩町一般会計補正予算（第4号）の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

第1条で歳出予算内部において追加及び減額をし、予算総額65億421万3,000円は変更しない旨規定しています。各款項ごとの補正額は、第1表 歳出予算補正として2ページに掲載しています。

3ページを開いてください。

款02総務費、目12諸費において、過誤納金還付金を1,600万円増額しています。これは、法人町民税の平成25年度決算確定申告額が、既に平成24年度において納付された納税額と比較し、大幅に減額となったための還付金支出のための予算計上であります。

なお、目14財政調整基金費において積立金を同額1,600万円減額することにより、歳出予算総額の変更を伴わない補正となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第55号 御嵩町小規模公園条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

まちづくり課長 須田和男君。

まちづくり課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは議案第55号 御嵩町小規模公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案つづりは2ページをお開きください。

資料つづりにつきましては、表紙をおめくりいただいた1ページに新旧対照表を提出させていただきますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正は、平成24年度一般会計補正予算（第10号）におきまして予算の繰り越しをしました、旧まちづくり交付金事業御嶽宿ポケットパーク整備工事業の事業完了に伴いまして、現在運用している御嵩町小規模公園条例第2条、この条例の適用を、施設をうたっておる条項でございますが、この第2条の表に当該施設の名称と所在地を追記しまして、町が管理する小規模公園として位置づけ、施設の使用もしくは行為の制限などにつきまして、向陽通りミニ公園や伏見宿の一本松公園と同様の管理運用をしていくため、条例改正をお願いするものでございます。

追記します施設の名称につきましては、御嶽宿ポケットパーク、所在地は御嵩町中85番地7でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する旨規定しております。

なお、整備しましたポケットパークの概要ですが、御案内のとおり、敷地面積は約350平方メートル、全面にアスファルト舗装を施しまして、御嶽宿をアピールする大型のサイン看板と植栽スペース3カ所、休憩用のベンチ2基を設置いたしております。今後、御嶽宿への誘客や各種イベントのPR等に活用していきますとともに、多くの方にさまざまな形で利用していただければと考えております。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（加藤保郎君）

議案第56号 工事請負契約の一部変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第56号 工事請負契約の一部変更について御説明させていただきます。

議案つづりの3ページをお願いいたします。

平成25年度御嵩町議会第2回臨時会、議案第32号にて議決を受けました工事請負契約の一部を変更しようとするものでございます。

契約の目的は、上之郷汚水幹線（第6工区）工事でございます。

契約の金額5,318万2,500円を5,561万4,300円に変更するものでございます。

変更の理由につきましては、工事変更等による増額をするものでございます。

契約の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町中切960番地1、株式会社天野建設、代表取締役 天野和孝でございます。

資料つづりの2ページをお願いします。

こちらには工事請負仮契約書の写しが、次の3ページには工事の変更前と後の図面がつけてございます。

破線で表記されているサービス管を現状にあわせて変更いたしました。下段には金額変更の内訳を記載させていただいております。

まず、推進工（本管）につきましては、数量の増減はございませんが、※1のとおり、平成25年4月8日に国土交通省より通知のあった平成25年度公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置についてを運用したことにより195万600円の増、開削工（サービス管）につきましては、16.5メートルの減でございますが、※2のとおり、労務費単価の増額に加え、追加路線の管底高が低いことから、掘削深が深くなったことにより土工・土どめ工が増になったこと等によりまして48万1,200円の増で、合わせて243万1,800円の増額をするものでございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（加藤保郎君）

ここで暫時休憩をいたします。

再開は9時30分といたします。

午前9時15分 休憩

午前9時30分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開いたします。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者の報告書につきまして、上下水道課長の「道」の字が省略されておりましたので、差しかえを配付させていただきました。よろしく申し上げます。

議案の審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

ちょっとお聞きしますが、この案件で加算金率が4.3%で、通常銀行に預けても0.何%とか、そういう金利になると思いますが、それによって還付加算金36万9,000円ということになっておりますが、これほぼ1人1カ月分の賃金に相当する額になるんですが、四、五年前にも同じ事業所で同じような案件が出ていると思います。そのときの担当者とかかわっているかもしれませんが、ここのところで、やはりそういう案件が出た企業というものは、よく精査してこういうことが行われるかどうか、うがった見方をすると一回味をしめてこういう案件を故意に提出したとも考えられるわけで、そこのところ慎重にやっていただきたいと思いますが、経緯と対応についてという資料はいただいておりますが、そこのところもう少し教えていただきたいと思っております。

議長（加藤保郎君）

税務課長 佐久間英明君。

税務課長（佐久間英明君）

ただいまの伊崎議員からの御質問の中で、まず金利とこの制度のことになりますが、今回の還付金の金額の確定までの法的なものは、これは法律により全て決まってくる金利、それから期間になります。それで、この企業が故意にどうにかするかというのは私には全くわからないところなんですけれども、そういうことは基本的にはないと思っておりますが、企業の業績がよいときには、当然町民税の法人分はどんどん入ってくる。これが翌年の決算の前に中間申告ということがありまして、中間では前の年の決算の2分の1を払うというのが法律で定められておりまして、この金額をずばり出すと。それから、金利についても還付加算金の金利は現在はこの金利になっていますので、ここで操作するということはまずできませんし、何か取り決めに今後変更するというのも今の状態ではできない状況と認識しております。

それから、今後こういう還付金について多額の金額が発生するというものの可能性につきましては、やはり担当部署としても、それから町としても、それぞれの町内の企業の業績等を日ごろからよく注意して注視すると。それから、その時期、タイミングによっては何らかの、こちらから調査のアクションを今まで以上に起こすということは必要かなと思っておりますが、ただこれも相手企業の事情等もありますので、そういう姿勢は今後、今まで以上に持っていこうと思っております。以上です。

議長（加藤保郎君）

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

還付加算金が36万9,000円も一般会計から支出される、これは町民からいただいた町税で支払うということですので、そういうところを慎重にやっていただきたいと思います。

それからもう1点ですね、決算日が25年6月30日となっております。納付期限が決算日以降2カ月ということで、8月30日には納付されるということになります。そうすると、これは9月定例でできたのではないかと思われませんが、そこで、今回臨時会で11月6日、つまり50日経過しての対応となりますが、そのところで還付加算金が余分に支払われているんじゃないかという疑問が湧きますが、そこについてちょっと教えていただきたいと思います。

議長（加藤保郎君）

税務課長 佐久間英明君。

税務課長（佐久間英明君）

ただいまの伊崎議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず申告の時期につきましては、通常法定の原則の申告期限は、6月30日が決算日で8月末です。ただし、今回該当します企業につきましては、法人税法によりまして事前の事情と届け出によりまして延長がされております。実際に申告されたのが9月25日になりまして、このときに初めて申告書を、今回法定の手続にのっとって出された申告書になります。

それから、還付加算金の計算ですけれども、本日11月6日に補正予算の専決の報告ということでお願いしておりますけれども、実際に今回専決をどうしてもせざるを得ないというか、お願いをさせていただいた事情としましては、今伊崎議員がおっしゃられるとおり、町の金利負担、要は還付加算金の利率の負担を少しでも減らすというか、食いとめるために、10月2日に専決処分をさせていただきまして、10月2日までの金利でとどめております。1日当たり約1,812円ずつ乗せていくという試算をしましたので、それを少しでも乗せないように、ふえないようにということで、今回予算の専決ということをお願いした経緯があります。ということで、10月の2日までの計算になっております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

そうすると、9月24日から10月2日までの期間の1日当たり1,812円掛けるそれだけの日数であるというふうに解釈してよろしいわけですね。そこを1つ教えてください。

議長（加藤保郎君）

税務課長 佐久間英明君。

税務課長（佐久間英明君）

10月2日までになります。実際に支払ったのはその先になりますが、これは予算が確定した上で決済が通ったときということが実際の運用の面では示されておりますので、予算が確保されて決済を通した日までが金利の計算の範囲になっておりますので、10月2日までということです。実際に払ったのはその先、会計の処理がありまして、10月2日に処理をしまして、その先に動くということはありません。申告が9月25日になりますが、計算自体は中間の申告の納期限が2月28日になります。2月28日に納期限が来ますので、その翌日からということになります。そこから今回の10月2日までという計算になります。スタートはそこになります。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（加藤保郎君）

議案第55号 御嵩町小規模公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号 御嵩町小規模公園条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第56号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号 工事請負契約の一部変更について採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（加藤保郎君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に

関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（加藤保郎君）

以上で、本臨時会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいま、上程させていただきました議案全てにおいて全会一致で可決していただきました。本当にありがとうございました。

議長に少しお願いをしておきます。以前、柳川町政の時代にもいろんなことが起きたわけがありますけれども、議会との関係ということであれば、全員協議会もあれば委員会もあるというところで、かなりこと細かな説明はさせていただくと。それについての質問が余りにも出てくると、本議場の趣旨とは離れてくるという懸念がございます。この場は知らないことを勉強する場ではありません。勉強は議員活動の中でしていただきたい。これを議会として議長には徹底していただきたいと思っております。

話は変わりますけれど、プロ野球も東北楽天が優勝ということで、あの優勝については多分日本人全てよかったなということを思ってみえるのではないのかなというふうに思います。震災の年に優勝すればよかったのかもしれないかもしれませんが、やはり3年たって優勝したというのはまた一つ意味があるのではないのかなと思います。我々は3年前の3・11、あの日に想定を超える経験を幾つも目にしていまいりました。それらをやはり風化、劣化させてはいけません。記憶の中にしっかりととどめておくことが御嵩町民の安全・安心につながると、事あるごとに思い出しつつ、御嵩町で何らかが起きた場合にはどのような対応をすればいいのかということを常に心がけると。また、楽天、プロ野球の優勝でそんなことを思いつつ一生懸命日本シリーズを見ていたと。大変おもしろい試合だったなということを思っておりますけれど、それらをどう守っていくのか、また役に立てていくのかということが我々の責任ではないのかなということを思っております。

まだ議会の皆さんに報告するところまでは至っておりませんが、今御嵩町及び県、そし

て国と、大変情報が錯綜している状態の事案がございます。明確になってこないものですから、なかなか正式には報告はできないというような状況であります。多分御嵩町の持っている情報というのが一番正確なのかなという感想を持っておりますけれど、今後半月ぐらいかけて、その錯綜している情報の交通整理をしながら、時を得ることを期待しながら頑張っていきたいというふうに思っております。

全員協議会でも申し上げたように、今月は私は御嵩町を留守にする時間が非常に長くあります。有意義な時間を私自身も送ります。12月定例会には皆さんの元気な顔を拝見できるということを期待しております。充実した本会議で12月定例会を乗り越えていきたいというふうに思っております。

あれよあれよという間に師走となり、本年も終わりになる、そんな時期に来たわけでありませけれど、季節の変わり目です。ぜひ皆さんには健康に留意されまして、笑顔で健康でこの場に御参集いただけるようよろしく願いしまして、本日の御礼と今後のお願いとさせていただきます。きょうはありがとうございました。

閉会の宣告

議長（加藤保郎君）

これをもちまして平成25年御嵩町議会第4回臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前9時53分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員